

各 位

会 社 名 株式会社 J T O W E R 代表者名 代表取締役社長 田中 敦史 (コード番号:4485、東証グロース) 問合せ先 上席執行役員 C F O 経営企画・財務本部 本部長 稲野辺 英輝 (TEL. 03-6447-2614)

ディービー ピラミッド ホールディングス エルエルシーによる 当社株券等に対する公開買付けの結果 並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

ディービー ピラミッド ホールディングス エルエルシー (DB Pyramid Holdings, LLC) (以下「公開買付者」といいます。)が 2024年8月15日から実施しておりました当社の普通株式 (以下「当社株式」といいます。)及び本新株予約権(注)(以下、当社株式と本新株予約権を総称して「当社株券等」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が、2024年10月10日をもって終了いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2024年10月18日(本公開買付けの決済の開始日)をもって、下記のとおり、当社の親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

- (注)「本新株予約権」とは以下の新株予約権を総称していいます。
 - ① 2015年11月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第7回ストック・オプション(株式会社JTOWER-B1号(第3回)新株予約権)(行使期間は2017年11月26日から2025年11月25日まで)
 - ② 2017年5月26日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第9回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R C 2 号 (第1回) 新株予約権) (行使期間は2019年5月27日から2027年5月26日まで)
 - ③ 2018 年 5 月 30 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 12 回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R E 2 号 (第 1 回) 新株予約権) (以下「第 12 回新株予約権」といいます。) (行使期間は 2020 年 5 月 31 日から 2028 年 5 月 30 日まで)
 - ④ 2019 年 6 月 26 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 14 回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R E 2 号 (第 3 回) 新株予約権) (行使期間は 2021 年 6 月 27日から 2029 年 6 月 26 日まで)
 - ⑤ 2019 年8月21日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第15回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R E 3 号 (第1回) 新株予約権) (行使期間は2021年8月22日から2029年8月21日まで)

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社JTOWER株券等(証券コード:4485)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。本公開買付けに応募された当社株券等の総数(19,459,712株)(本新株予約権の目的となる株式の数を含みます。以下同じです。)が買付予定数の下限(12,477,600株)以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動について

(1) 異動予定年月日

2024年10月18日(本公開買付けの決済の開始日)

(2) 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けを通じて、公開買付者が当社株式 19,459,712 株を取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2024年10月18日(本公開買付けの決済の開始日)をもって、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が50%超となるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。これに伴い、公開買付者の親会社であるディービーピラミッドホールディングスエルピー(DB Pyramid Holdings, LP)も、公開買付者を通じて当社株式を間接的に所有することとなるため、当社の親会社に該当することとなります。

また、当社の主要株主であり筆頭株主であった株式会社カルティブ(以下「カルティブ」といいます。)は、本公開買付けの決済が行われた場合には、公開買付者が新たに筆頭株主に該当することとなるため、2024年10月18日(本公開買付けの決済の開始日)をもって、当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

さらに、当社の主要株主であった日本電信電話株式会社(以下「日本電信電話」といいます。) は、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募し、その全てを公開買付者が取得する こととなったため、2024年10月18日(本公開買付けの決済の開始日)付で、当社の主要株主 に該当しないこととなります。

(3) 異動する株主等の概要

① 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(a)	名	ディービー ピラミッド ホールディングス エルエルシー
		(DB Pyramid Holdings, LLC)
(b)	所 在 地	アメリカ合衆国、フロリダ州、33487、ボカラトン、パーク・オ
		ブ・コマース・ドライブ 750、スイート 210
		(750 Park of Commerce Drive, Suite 210, Boca Raton,
		Florida 33487, U.S.A)
(c)	代表者の役職・氏名	Chief Executive Officer Marc Ganzi
(d)	事 業 内 容	投資業
(e)	資 本 金	10 米ドル(2024 年 10 月 11 日現在)
(f)	設 立 年 月 日	2024年7月22日
(g)	十 #	ディービー ピラミッド ホールディングス エルピー
大株主及び持株比率		(DB Pyramid Holdings, LP) (注1) ——%

(h)	当社と	当社と公開買付者の関係			
	資	本	関	係	該当事項はありません
	人	的	関	係	該当事項はありません
	取	引	関	係	該当事項はありません
	関連	当事	≨ 者 ^	、の	該当事項はありません
	該	当	状	況	

(注1) 公開買付者は、株式その他細分化された持分権を発行していないとのことですが、公開買付者を実質的に 100%所有する主体はディービー ピラミッド ホールディングス エルピー (DB Pyramid Holdings, LP) とのことですので、これを「大株主」として記載しております。

② 新たに親会社に該当することとなる者の概要

(a)	名 称	ディービー ピラミッド ホールディングス エルピー		
	41	(DB Pyramid Holdings, LP)		
(b)		カナダ、オンタリオ州、M5X1B8、トロント、100 キング・ストリ		
	所 在 地	ート・ウェスト、ユニット 6200		
	所 在 地	(100 King Street West, Unit 6200, Toronto, Ontario,		
		M5X1B8, Canada)		
(c)	設 立 根 拠 等	カナダ国オンタリオ州法に基づき組成及び登録されたリミテッ		
	設 立 根 拠 等	ド・パートナーシップです		
(d)	業務執行組合員の概要			
	h IL	ディービー ピラミッド ホールディングス ジーピー エルエルシ		
	名称	— (DB Pyramid Holdings GP, LLC)		
		ケイマン諸島、KYI-1104、グランドケイマン、アグランド・ハウ		
		ス、私書籍 309 メープル・コーポレート・サービス		
	所 在 地	(Maples Corporate Services Limited Box 309, Ugland House,		
		Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)		
	代表者の役職・氏名	Chief Executive Officer Marc Ganzi		
	事 業 内 容	業務執行組合員として組合の運用を行う業務		
	資 本 金	該当事項はありません(注2)		
(e)	国内代理人の概要	該当事項はありません		
(f)	当社と相手先の関係			
	当社と相手先の間の出	該当事項はありません		
	資の状況			
	当社と業務執行組合員	該当事項はありません		
	の関係			
	当社と国内代理人の	該当事項はありません		
	関係			
	N. 4			

- (注2) 当社は、ディービー ピラミッド ホールディングス ジーピー エルエルシー (DB Pyramid Holdings GP, LLC) より、同社は有限責任会社 (Limited Liability Company) であるため、 資本金に相当する概念は存在せず、該当事項はない旨の説明を受けております。
 - ③ 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる者の概要

(a)	名		称	株式会社カルティブ		
(b)	所	在	地	東京都港区元麻布二丁目7番11号		
(c)	代表	者の役職・	氏名	代表取締役 田中敦史		
(d)	事	業内	容	資産の管理		
(e)	資	本	金	11.6 百万円 (2024 年 9 月 30 日時点)		

④ 主要株主に該当しないこととなる者の概要

(a)	名		称	日本電信電話株式会社
(b)	所	在	地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
(c)	代表	者の役職・	氏名	代表取締役社長 島田 明
(d)	事	業内	容	NTT グループ全体の経営戦略の策定及び基盤的研究開発の推進 等
(e)	資	本	金	937,950 百万円 (2024 年 3 月 31 日時点)

(4) 異動前後における異動する株主等の所有する議決権の数及び議決権所有割合

① ディービー ピラミッド ホールディングス エルエルシー (DB Pyramid Holdings, LLC)

	属性	議決権の数(記	議決権の数 (議決権所有割合、所有株式数 (注))		
		直接所有分	合算対象分	合計	順位
異動前	_	_	_	_	_
異動後	親会社及び	194, 597 個	_	194, 597 個	第1位
	主要株主であ	(75.62%、		(75.62%、	
	る筆頭株主	19, 459, 712 株)		19, 459, 712 株)	

(注) 異動前及び異動後の「議決権所有割合」は、(i) 当社が2024年8月14日に公表した「2025年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2024年6月30日現在の発行済株式総数(25,702,018株)に、(ii) 2024年6月30日以降2024年7月25日までに行使された新株予約権の合計である150個(第12回新株予約権150個)の目的となる当社株式(600株)及び(iii) 2024年7月25日現在行使可能な本新株予約権の数の合計である7,476個の目的となる当社株式の数(30,300株)を加算した株式数(25,732,918株)から、(iv) 2024年6月30日現在の当社が所有する自己株式数(276株)を控除した株式数(25,732,642株)に係る議決権の数(257,326個)を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、「議決権所有割合」の記載について同じです。なお、株式給付信託(J-ESOP)制度の信託財産として拠出している株式数(14,700株)は、自己株式数に含まれておりません。

② ディービー ピラミッド ホールディングス エルピー (DB Pyramid Holdings, LP)

	属性	議決権の数	議決権の数(議決権所有割合、所有株式数)		
		直接所有分	合算対象分	合計	順位
異動前	_	_	_	_	_
異動後	親会社	_	194, 597 個	194, 597 個	_
	(当社株式の		(75.62%、	(75.62%、	
	間接保有)		19, 459, 712 株)	19, 459, 712 株)	

③ カルティブ

	属性	議決権の数	議決権の数 (議決権所有割合、所有株式数)		
		直接所有分	合算対象分	合計	順位
異動前	主要株主であ	46,775 個	_	46,775 個	第1位
	る筆頭株主	(18. 18%、		(18. 18%,	
		4,677,500 株)		4,677,500 株)	
異動後	主要株主	46, 775 個	_	46,775個	第2位
		(18. 18%、		(18. 18%,	
		4,677,500 株)		4,677,500 株)	

④ 日本電信電話

	属性	議決権の数	議決権の数 (議決権所有割合、所有株式数)		
		直接所有分	合算対象分	合計	順位
異動前	主要株主	42,064 個	5,534個	47, 598 個	第2位
		(16.35%,	(2.15%,	(18.50%、	
		4,206,400 株)	553,473 株)	4,759,873株)	
異動後			_	_	_

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、公開買付者及びディービー ピラミッド ホールディングス エルピー (DB Pyramid Holdings, LP) は、当社の非上場の親会社等となりますが、当社株式を直接保有することにより影響力を行使しうる立場にあり、意思決定及び事業活動に与える影響が最も大きいと考えられる公開買付者が、当社の非上場の親会社等として開示対象となる予定です。

(6) 今後の見通し

上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含みますが、当社が所有する自己株式、並びに、公開買付者、当社の代表取締役社長である田中敦史氏(以下「田中氏」といいます。)及び田中氏の資産管理会社であるカルティブの間で、本公開買付けに応募しない旨を合意しているカルティブが所有する当社株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかったことから、当社が2024年8月14日に公表した「ディービー ピラミッド ホールディングス エルエルシーによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の手続により、当社の株主を公開買付者及びカルティブのみとすることを予定しているとのことです。当該手続の実施により、当社株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできません。

今後の具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに 公表いたします。

以上

(添付資料)

2024年10月11日付「株式会社 J T O W E R 株券等(証券コード:4485)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

会 社 名 ディービー ピラミッド ホールディングス エルエルシー 代表者名 チーフエグゼクティブオフィサー マーク・ガンジー

株式会社 J T O W E R 株券等 (証券コード: 4485) に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

ディービー ピラミッド ホールディングス エルエルシー (以下「公開買付者」といいます。)は、2024年8月14日、株式会社 J T O W E R (証券コード:4485、株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。)グロース市場上場、以下「対象者」といいます。)の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。)及び下記「1.買付け等の概要」の「(3)買付け等に係る株券等の種類」の「②新株予約権」の(i)乃至(v)に記載の新株予約権(以下「本新株予約権」と総称します。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、2024年8月15日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2024年10月10日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 買付け等の概要
- (1) 公開買付者の名称及び所在地 ディービー ピラミッド ホールディングス エルエルシー アメリカ合衆国、フロリダ州、33487、ボカラトン、パーク・オブ・コマース・ドライブ 750、 スイート 210
- (2)対象者の名称 株式会社JTOWER
- (3) 買付け等に係る株券等の種類
 - ① 普通株式
 - ② 新株予約権
 - (i) 2015年11月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第7回ストック・オプション(株式会社JTOWER-B1号(第3回)新株予約権)(以下「第7回新株予約権」といいます。)(行使期間は2017年11月26日から2025年11月25日まで)
 - (ii) 2017 年 5 月 26 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 9 回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R C 2 号 (第 1 回) 新株予約権) (以下「第 9 回新株予約権」といいます。) (行使期間は 2019 年 5 月 27 日から 2027 年 5 月 26 日まで)
 - (iii) 2018年5月30日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第12回ストック・オプション(株式会社JTOWER-E2号(第1回)新株予約権)(以下「第12回新株予約権」といいます。)(行使期間は2020年5月31日から2028年5月30日まで)
 - (iv) 2019年6月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第14回ストック・オプション(株式会社JTOWER-E2号(第3回)新株予約権)(以下「第14回新株予約権」といいます。)(行使期間は2021年6月27日から2029年6月26日まで)
 - (v) 2019 年 8 月 21 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 15 回ストック・オプション (株式会社 J T O W E R E 3 号 (第 1 回) 新株予約権) (以下「第 15 回新株予約権」といいます。)(行使期間は 2021 年 8 月 22 日から 2029 年 8 月 21 日まで)

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	21, 055, 142 株	12, 477, 600 株	— 株
合計	21, 055, 142 株	12, 477, 600 株	— 株

- (注1)本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(12,477,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(12,477,600株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である21,055,142株を記載しております。これは、(i)対象者が2024年8月14日に公表した「2025年3月期第1四半期決算短信[日本基準](連結)」(以下「対象者第1四半期決算短信」といいます。)に記載された2024年6月30日現在の発行済株式総数(25,702,018株)に、(ii)2024年6月30日以降2024年7月25日までに行使された新株予約権の合計である150個(第12回新株予約権150個)の目的となる対象者株式(600株)及び(iii)2024年7月25日現在行使可能な本新株予約権の数の合計である7,476個の目的となる対象者株式の数(30,300株)を加算した株式数(25,732,918株)から、(iv)2024年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数(276株)を控除した株式数(25,732,642株(以下「本基準株式数」といいます。))から、本公開買付けに応募しない旨に合意している対象者の代表取締役社長である田中敦史氏の資産管理会社である株式会社カルティブ(以下「カルティブ」といいます。)が所有する対象者株式の全ての数(4,677,500株)を控除した株式数です。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注5)公開買付期間の末日までに本新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使に より発行又は交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(5) 買付け等の期間

- ① 届出当初の買付け等の期間 2024年8月15日(木曜日)から2024年10月10日(木曜日)まで(39営業日)
- ② 対象者の請求に基づく延長の可能性 該当事項はありません。
- (6) 買付け等の価格
 - ① 普通株式1株につき、金3,600円
 - ② 新株予約権
 - (i) 第7回新株予約権1個につき、金1円
 - (ii) 第9回新株予約権1個につき、金1円
 - (iii) 第12回新株予約権1個につき、金1円
 - (iv) 第14回新株予約権1個につき、金1円
 - (v) 第15回新株予約権1個につき、金1円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(12,477,600 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計(19,459,712 株)が買付予定数の下限(12,477,600 株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、2024年10月11日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	19, 459, 712 株	19, 459, 712 株
新株予約権証券	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株
株券等信託受益証券	— 株	— 株
株 券 等 預 託 証 券	— 株	— 株
合 計	19, 459, 712 株	19, 459, 712 株
(潜在株券等の数の合計)	_	(一 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の	— 個	(買付け等前における株券等所有割合
所有株券等に係る議決権の数	IEI	— %)
買付け等前における特別関係者の	46, 775 個	(買付け等前における株券等所有割合
所有株券等に係る議決権の数	40,775 回	18. 18%)
買付け等後における公開買付者の	194, 597 個	(買付け等後における株券等所有割合
所有株券等に係る議決権の数	194, 597 恒	75. 62%)
買付け等後における特別関係者の	46, 775 個	(買付け等後における株券等所有割合
所有株券等に係る議決権の数	40,775 回	18. 18%)
対象者の総株主の議決権の数	256, 692 個	

- (注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2024年6月28日に提出した第12期有価証券報告書に記載された2024年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数

を 100 株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式 (ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数に係る議決権の数 (257,326 個)を分母として計算しております。

- (注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、 小数点以下第三位を四捨五入しております。
- (5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算 該当事項はありません。
- (6)決済の方法
 - ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
 - ② 決済の開始日2024年10月18日(金曜日)
 - ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募した株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者が2024年8月14日付けで公表した「株式会社JTOWER株券等(証券コード:4485) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(2024年9月26日に公表した「(訂正)公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。)に記載した内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者に対し、対象者の株主を公開買付者及びカルティブのみとするための一連の手続を実施するよう要請することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所グロース市場に上場されておりますが、当該手続が実施された場合、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、公開買付者及び対象者間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

ディービー ピラミッド ホールディングス エルエルシー (アメリカ合衆国、フロリダ州、33487、ボカラトン、パーク・オブ・コマース・ドライブ 750、 スイート 210)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以上

【将来に関する記載】

本発表資料中の記載には、「予期する」「予想する」「意図する」「予定する」「確信する」「想定する」等の、公開買付者、対象者、その他の企業等の事業の将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者及び対象者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況によって変わる場合があります。公開買付者及び対象者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するために将来の見通しに関する表現を改める義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下「米国 1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本発表資料及び参照方式で本発表資料に組み込まれる資料に含まれる全ての財務情報は、米国やその他の国で一般に公正妥当と認められる会計基準とは実質的に異なる会計基準に基づく可能性があります。また、本公開買付けの当事者の一部は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

【その他の国】

国又は地域によっては、本発表資料の発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合は、それらの制限に留意し、順守してください。本発表資料の発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する有価証券の買付けの申込み又は売付けの申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。